

史跡盛岡城跡三ノ丸北西部石垣修復等工事に係る請負契約の締結について

令和4年3月7日
都市整備部

1 趣旨

令和3年12月市議会定例会において、債務負担行為の議決を得た「史跡盛岡城跡三ノ丸北西部石垣修復工事」に係る請負契約の締結について、3月市議会定例会に議案の提出を予定していることから、本工事の概要を説明するものである。

2 令和3年度の成果

(1) 現地の状況

- ・ 石垣14段中、上部8段(207個)を解体済み
- ・ 解体後の石垣背面盛土部にモルタル吹付による法面保護を実施
- ・ 解体後の築石は、多目的広場に仮置き中

(2) 市民等への情報発信

- ・ 令和3年10月1日 最初の築石解体作業に係る報道機関への情報提供
- ・ 令和3年12月2日 市民向け工事説明会の開催
(足場に登った現場見学、石割デモンストレーション、栗石への書き込み等)
- ・ 市ホームページへの工事状況の掲載

3 提出予定議案の対象となる工事(令和4～6年)の概要

(1) 仮設工	1式
(2) 石垣解体(136個)	97m ²
(3) 石垣積上(343個)	199m ²
(4) 背面盛土補強工	1式

4 契約方法

(1) 複数年契約について

三ノ丸北西部の解体修復工事については、令和3年度工事を含め解体作業2年、復元作業2年の計4年の工事期間で進めることとしているが、石垣修復は、解体時に石材個々の特徴や隣接石材との接合状況を把握し、それらを熟知した技術者でなければ積み上げは不可能であることから、技術力を有した同一事業者による、解体から積み上げまで継続した施工が求められる。

また、石垣修復が施工可能な技術者はその特殊性から非常に限られているので、熊本城や弘前城等全国で修復が行われている中で、令和4年度以降に単年度発注とした場合、技術者確保が困難となり事業者が受注できない恐れがある。また、事業者による現場管理ができなければ、解体中石垣が不安定になる危険性が増し、石垣崩壊に繋がる懸念される。

したがって、今後3ヶ年については、安全かつ安定した石垣修復工事を実施するため、複数年施工が必要不可欠であることから、債務負担行為による複数年契約とするものである。

(2) 随意契約について

本工事の施工にあたっては、石垣解体の段階毎に石垣変位の要因を解明しながら進め、江戸時代の工法に則り、同じ石材を元の位置に正確に戻し、文化財としての価値を損ねない修復を行う必要がある。

このことから、「令和3年度史跡盛岡城跡石垣修復等工事」を受注し、文化財としての価値を損ねない修復ができる唯一の者として下記事業者を選定するものである。

選定事業者：鹿島建設株式会社東北支店

5 請負契約の内容

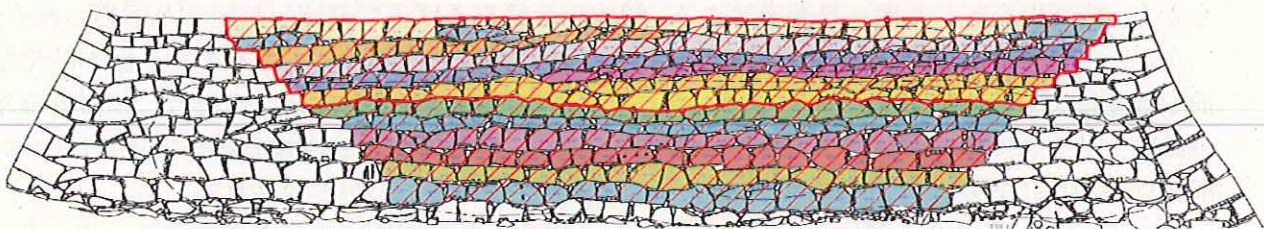
- (1) 工事の種別 土木一式工事
- (2) 工事の名称 史跡盛岡城跡三ノ丸北西部石垣修復等工事
- (3) 工事の場所 盛岡市内丸57番1地内(史跡盛岡城跡内)
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和6年11月30日まで
- (5) 仮契約の金額 649,000,000円(うち消費税額及び地方消費税額 59,000,000円を含む。)
- (6) 契約の相手方 鹿島建設株式会社東北支店 常務執行役員支店長 勝治 博
- (7) 契約の方法 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による。)
- (8) 仮契約日 令和4年2月17日

6 今後のスケジュール

- 令和4年3月8日 市議会に工事請負契約締結に係る追加議案を提出
- 25日 議会最終日, 議決後本契約
- 26日 工事着手
- 令和6年11月30日 工事完了



三ノ丸北西部石垣(着工前)



修復範囲立面図(着色部分:施工範囲, 赤線囲い部分:令和3年度解体範囲)

修復範囲	全体	199 m ² , 14段 (343個)
令和3年度(解体)		97 m ² , 8段 (207個)